

令和 8 年第 4 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 8 年 4 月 2 7 日)

召集年月日 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）

召集の場所 里山文化交流センター 活動室

開会 令和 8 年 4 月 2 7 日 午後 4 時 0 0 分

閉会 令和 7 年 4 月 2 8 日 午後 4 時 5 0 分

出席委員（11名）

1 番	谷口雅弘	2 番	森和哉
3 番	早川直助（職務代理）	4 番	吉田実
5 番	古池洋子	6 番	岩崎誠一
8 番	山崎秀樹	9 番	松井厚雄（会長）
10 番	塩野鐘吉	11 番	松宮俊幸
14 番	松尾豊		

欠席委員（3名）

7 番	國久博一	12 番	吉村由美
13 番	浦松勝己		

出席事務局

局長	堀口 裕祐	次長	門野幸文	書記	抜井英弥
					宮本慶子

提出議案

議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について

議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸
借権設定許可申請審議について

議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権
移転許可申請審議について

議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第 2 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

局 長

皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和8年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
7番 國久委員、12番 吉村委員、13番 浦松委員、
の3名より欠席の連絡を受けております。また、農地利用
最適化推進委員におかれましては、赤井委員・木村委員・
岩佐委員の対象地区に案件があるため、参集の通知を送付
させていただきましたが、赤井委員・木村委員から欠席の
連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいておりま
す5議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつ
をいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和8年第4回おおい町農業委員会を招集させ
て頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご
出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行についま
しては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長
にあたることと規定されていますので、議事進行をよろし
くお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。

よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて
頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでし
ょうか。

(異議なし)

議長 それでは 1 番 谷口委員 8 番 山崎委員を指名いたします。

[日程 2]

議長 日程 2 議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第 2 1 号は、〇〇の〇〇〇〇氏の管理する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。
お手元の資料 2 ページをご覧ください。
(議案第 2 1 号資料説明)
資料 1 2 ページをご覧ください。申請地は、譲受人である〇〇氏の所有する田に隣接しており、すでに畦畔がなく、既存の所有農地と一体の状態となっております。今後は所有権移転し、〇〇〇〇氏が田として管理する計画です。
許可基準は資料 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松宮委員 はい、議長。
こちらは 2 1 日に岩崎委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、申請地は現在も譲受人の所有する田と一体として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 1 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成全員でございますので、議案第 2 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程 3 議案第 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について を議題とします。
 議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
 本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に 5 年間の使用貸借権を設定する申請でございます。
 詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長
 お手元の資料 1 3 ページをご覧ください。
 (議案第 2 2 号資料説明)
 次に、資料 1 5 ページをご覧ください。当該申請地につきましては、借人が今後 5 年間、使用貸借権を設定したいとのことから、今回の申請をされました。借人である〇〇〇〇氏が畑として使用される計画です。
 当該農地については、令和 7 年 1 2 月末をもって、〇〇〇〇との利用権設定期間が終了していますが、〇〇〇〇が今回の更新にあたって、当該申請地は更新が行われていません。そのため、以前より畑として耕作していた〇〇氏との使用貸借権の設定となりました。
 なお、申請の際、利用権設定による手続きも提案しましたが、農地法 3 条の使用貸借の申請で進めたいとのことでした。
 許可基準は資料 1 4 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項

各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松宮委員 はい、議長。
 こちらも21日に岩崎委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、申請地は現在、畑として使用されており、借人が営農できると確認いたしましたので、5年間の使用貸借権設定は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございます。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

会長 去年まで、〇〇〇〇の利用権設定だったが、〇〇〇〇が耕作をしていてもよかったのか。

宮本書記 いいのか悪いのかの確認はしていないが、〇〇〇〇に確認したところ、10年前に利用権設定する際に「全ての田畑を設定しなければいけない」と言われたとのことで全ての田畑を設定したようです。ただし、今回のタイミングでは、全てでなくてもよいとのことだったので、実際に田を〇〇〇〇で管理している農地のみを設定しようということになったとのことです。以前設定していた農地についても、自分達でできるところは自分たちで管理しようということになっていたことから、今回の農地についても、当時から〇〇〇〇が管理していたようです。

会長 また貸しはダメだということを言われたことがあるのだが。

次長 〇〇〇〇以外の畑等についても、地主さんがされている畑もあり、そちらは〇〇〇〇の〇〇とのことで、耕作をされていたとのこと。

古池委員 〇〇〇〇は〇〇ではないの？

次 長 ○○○○が構成員なのかは確認できていないが、○○○○は構成員とのこと。

古池委員 利用権設定はお金の問題がある。面積も大きいし。畑はしっかりしていたのか。

松宮委員 畑はしっかり管理されていた。○○○も建っていた。

塩野委員 地目が田、現況が畑となっていますが、農地返還届は提出されているのですか。

宮本書記 提出されていません。擁壁を取り付けたりするなどの大掛かりな工事の時に提出がありますが、おそらく提出されていないと思います。なお、農地変換届は農地法で規定されていないため、必ず提出する義務はありません。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 2 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員でございますので、議案第 2 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 4]

議 長 日程 4 議案第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長

議案第 2 3 号は、○○○の○○○○氏の所有する農地について、○○の○○○○氏に、所有権を移転する申請でございます。

ます。

詳細は書記に説明させます。

宮本書記

はい、議長。

資料 1 6 ページをご覧ください。

(議案第 2 3 号資料説明)

資料 1 8 ページをご覧ください。

申請地は、譲受人である〇〇氏の所有する田に隣接しており、
今後は所有権移転をし、2 筆一体として〇〇氏が管理する計画です。

許可基準は資料 1 7 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松宮委員

はい、議長。

こちら 2 1 日に岩崎委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在も田として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長

挙手全員でございますので、議案第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 5]

議長 日程 5 議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第 24 号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇が会社事務所及び駐車場に転用する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。
資料 19 ページをご覧ください。
(議案第 24 号資料説明)
位置図については資料 20 ページ、計画配置図については資料 21 ページ、現地写真は資料 22 ページをご覧ください。

申請者である〇〇〇〇が現在使用している事務所は、管理業務を行っている〇〇〇〇から離れた場所に位置しております。このことから、日常的な業務遂行において作業効率の低下が生じているため、事務所を近くに整備し、業務運営の円滑化及び迅速化を図る計画でございます。

この申請地の農地区分につきましては、おおむね 500 m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設が存する農地であることから、第 3 種農地に該当します。第 3 種農地には特定の許可基準はなく転用可能であると考えます。

また、10 月の委員会において、今回の案件と〇〇の案件について除外及び地域計画変更の審議をしていただきました。〇〇の案件については、県との協議の結果、許可がおりませんでしたので、今回の転用については、〇〇〇〇となりました。

なお、10 月の委員会において、〇〇の農地について「その他第 2 種」として説明しましたが、その後に土地改良が入っているため「第 1 種農地」であることが判明しました。1 種農地であると、転用許可の条件が細かく決まっていたため、その条件を色々あてはめてみましたが、どの条件にもあてはまらず、結果不許可ということになりました。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松宮委員 はい、議長。
 こちらも21日に岩崎委員と現地を確認いたしました。当該農地の南側に農地がありますが、現在営農活動が行われている状況ではないため、周辺農地の営農に影響を及ぼすおそれはないものと判断します。また、〇〇〇〇が業務を行う〇〇〇〇に近接する位置であることを踏まえると、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 1種農地だから転用できないのは理解しているが、土砂を置くところがない〇〇〇が、〇〇〇〇をしているのを見かける。このような状況をみていると、どこか除外できるような農地が必要ではないかと感じる。農業委員会の務めは農地を守ることであり、パトロール等を行っているが、パトロールを実施して荒廃農地の判断はしても、それで終わり。農地から外せることができるようなところに、〇〇〇〇が土を置けるような場所をつくることができないのかと思う。なにかいい方法はないのか。

会長 農林水産省とのヒアリングがこれからあるので、その場で発言してみてもはどうだろう。
 おおい町だけの問題ではないと思う。

古池委員 〇〇〇〇が農地を〇〇として使っているのを、見て見ぬふりをしている現状が嫌。

宮本書記 1種農地をどうにかしようというのは、法律で定められているので難しいが、農業振興地域計画を改めるというのが1つ手段としてある。

古池委員 地域計画にもしばられる気がする。この計画があるから変更する時も審議しなければいけないし、負担が増えるば

かり。全然楽しくない。

次 長 1 種農地は、土地収用法に基づく事業、例えば町が計画した事業であれば、許可が不要なのですが、民間の事業になると、許可が必要となってくる。となると、政策的な話になってくる。

山崎委員 農地パトロールの際に、違反なのか申請でているのかチェックできるように地図を作ったらどうですか。

他の質問になるが、令和 7 年 1 0 月に審議した〇〇の〇〇〇〇の除外結果報告が今になったのはなぜですか。

宮本書記 〇〇の申請地は土地改良をしており、第一種農地になるため、許可基準が厳しく、今回は申請が却下されました。県と何度も協議した結果、最終的に県の除外許可が下りないこと及び、申請者との報告及び協議も 2 月末に実施したことで、このタイミングとなりました。

議 長 他に、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 4 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県に進達するものとします。

[日程 6]

議 長 日程 6 議案第 2 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

議案第25号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に、所有権を移転する申請でございます。

詳細は書記に説明させます。

宮本書記

はい、議長。

資料23ページをご覧ください。

(議案第25号資料説明)

次に、資料25ページをご覧ください。

申請地の、〇〇〇ー〇については、現在すでに農地バンクを通して〇〇に利用権設定がされており、引き続き〇〇により管理される予定です。また、〇〇〇ー〇については、利用権設定はされていませんが、現在田として管理されており、今回〇〇氏に所有権移転される計画です。

許可基準は資料24ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松宮委員

はい、議長。

こちらにも21日に岩崎委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、申請地は現在も田として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

会 長

51の方は〇〇と利用権設定するの？

宮本書記

今回は、〇〇とではなく、〇〇〇〇さんとの所有権移転となっているため、そこまでは確認していません。

議 長

他に何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 25 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。
 その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 はい、議長。
 次回の令和 8 年第 5 回おおい町農業委員会の開催日につきましては、日程は令和 8 年 5 月 27 日 水曜日、開催時間につきましては、午後 4 時から、場所は総合町民センター 第 2 会議室とさせていただきます。
 また、次回の現地確認について、森委員、吉村委員にお願いし、日程は 5 月 21 日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それではこれで、令和 8 年第 4 回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。